

就業規則、36協定届、1年単位変形制協定届の届け出は電子申請が便利です！

36協定届、就業規則、1年単位の変形労働時間制協定届について、労働基準監督署への届け出をする際、電子申請を利用すると以下のように簡単に届け出ができますので、ぜひお試しください。

1

労働基準監督署までわざわざ来庁・郵送しなくてもOK！

パソコンがあれば、**24時間いつでも提出可能**で、事務所にいながら届け出を行うことができ、**郵便代の節約**、郵便の手配や遠くまで来庁する手間などが省けます。なお、スマートフォンでは届け出はできませんが、審査状況のチェックやメッセージなどの確認ができます。



2

過去のデータを再利用して届け出作業の省力化

過去に作成した届け出データを保存しておけば、2回目以降は当該データを再利用し変更箇所だけ修正することで、簡単に届け出ができます。



3

本社一括届け出の条件が紙申請よりも緩和

36協定届は電子申請の場合のみ、**協定の労働者代表が事業場ごとに異なっても本社一括の届け出ができます。**

また、1年単位変形制協定届は電子申請の場合のみ、**本社一括の届け出ができます。**

※本社一括届け出とは、支社などの届け出を本社所在地を管轄する労働基準監督署にまとめて本社が届け出を行える制度です。

4

電子署名・電子証明書は不要

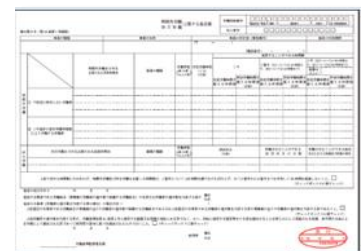
電子申請を行うにあたり、電子署名・電子証明書は必要ありません。



5

受理の証明（受理印）が取得可能

電子申請した届け出に受付証明印影が付されたものをダウンロードできます。



初めて電子申請をする時の手順

電子申請は政府の電子申請総合窓口であるe-Govから行うことができ、初めて電子申請を行う場合は以下の3ステップで準備を行います。

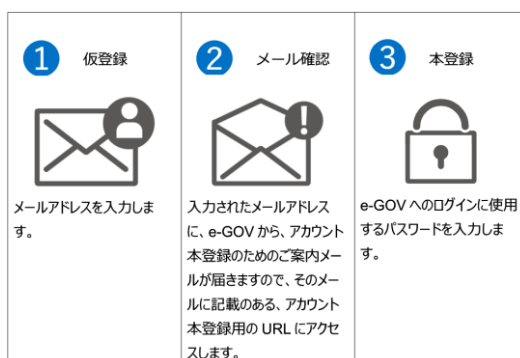
- STEP 1 e-Govアカウント、GビズID、Microsoftアカウントのどれかを取得
- STEP 2 e-Govアプリのインストール
- STEP 3 マイページにログイン

以下に「e-Govアカウント」の取得による電子申請方法を掲載します。

STEP1

e-Gov アカウント の取得

e-Govアカウントの取得は下記図の流れで取得できます。手順の詳細は「e-Gov電子申請ページ」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)の「利用準備」のページに掲載の手順で行ってください。



手順の詳細はこちらからも



STEP2

e-Gov アプリの インストール

上記STEP 1で示した「利用準備」のページに掲載された「③アプリケーションのインストール」の手順に沿ってe-Govアプリをインストールします。

3 アプリケーションのインストール

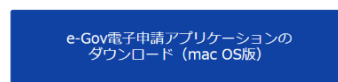
e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

Windows版



[インストール手順を確認 \(Windows版\)](#)

macOS版



[インストール手順を確認 \(mac OS版\)](#)

手順の詳細はこちらからも



STEP3

マイページ にログイン

e-Govアプリを起動し、STEP 1で登録したe-Govアカウント（メールアドレス、パスワード）でログインを行えば、マイページにアクセスでき、電子申請が行えます。なお、ログイン時には追加認証（秘密の質問への回答）等の設定が必要となります。



メールアドレス
パスワード
パスワードを忘れた方
ログイン

電子申請手順の詳細はこちら

